

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告提起事件

国側当事者・国

平成23年9月26日却下・上告

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年2月18日判決、本資料261号-27・順号11617)

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年7月14日判決、本資料261号-119・順号11709)

決 定

上告人 甲

被上告人 国

同代表者法務大臣 平岡 秀夫

主 文

本件上告を却下する。

上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告人は平成23年7月28日上告提起通知書の送達を受けたが、同日から法定の期間(50日)内に上告理由書を提出していないことが明らかである。

よって、民訴法316条1項2号により本件上告を却下することとし、主文のとおり決定する。

平成23年9月26日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 岡光 民雄

裁判官 岡田 治

裁判官 河村 隆司